

## 研究授業「教育制度論」の実施

松原勝敏\*

### The reflection of an open class of “Educational System”

Katsutoshi Matsubara

(Abstract)

This paper is the record of an open class performed in the Faculty of Education and Human development of Takamatsu University.

About the open class performed by Matsubara, this paper records the outline and aims at considering as future study materials.

The main contents of this paper are the aim of a lesson, the method of guidance, the teaching plans, and the points of a lesson on the day.

key word : an open class, lesson research, educational system

はじめに

本稿は、高松大学発達科学部子ども発達学科で行われた「教育制度論」の研究授業の記録である。本稿は、本稿を執筆する松原が担当して行った研究授業について、その概要を記録し、今後の研究資料とすることを目的とするものである。

キーワード：授業公開、研究授業、教育制度

---

\* 提出年月日2008年6月30日、高松大学発達科学部教授

## 1. 実施の概要

日時：2007年12月4日（火） 1校時

授業科目：教育制度論

対象学年：発達科学部子ども発達学科2年生及び経営学部経営学科3年生

授業担当者：松原勝敏

## 2. 「教育制度論」の子ども発達学科のカリキュラムにおける位置づけと目標

「教育制度論」は、子ども発達学科のカリキュラムの柱として設定されている科目群の中で、「子育て支援に関する科目」群に属する幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状を取得するための選択必修科目である。また、教育職員免許法施行規則に定める「教育の基礎理論に関する科目」の「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を学ぶための科目であり、設定単位数は2単位の講義科目である。

本科目は、「教育現場での1つ1つの行為が、社会的な制度の枠の中で運営されていることを理解し、自らの教育実践に取り組む姿勢に役立て」られる（本学シラバス）ことを目標に授業を展開している。

## 3. 使用教材

講義には、特定のテキストを使用していない。講義をする上では、なんらかのまとまったテキストを使用する方が学習には効果的であると思うが、教育に関する法規や制度がいろいろと変わったことにテキスト作成が追いついていない現状があり、本学の学生が使用するに適切なテキストが出版されていない。

そこで、授業担当者がこれまでに執筆に加わった複数のテキストやその他の資料を授業ごとにプリントにして配布し、教材として使用している。

#### 4. 学習者の状態

教育制度論は、教員免許状取得のための選択必修科目という性質上、子ども発達学科に所属する2年生全員が選択履修している。また、経営学部在籍学生の内、教員免許状取得を目指す学生2名と自らの関心で選択履修している学生が若干名、履修登録している。しかし、経営学部の学生で教員免許状の取得を目指さない学生は、後期の前半で全員が脱落してしまい、授業には出てきていない。よって、受講生のほとんどが子ども発達学科の学生で占められる。

ところで、受講生のほとんどが子ども発達学科の学生とは言っても、入学時からの学力差や興味・関心、また、入学後の学習意欲や学習の定着の度合い、将来の進路などが様々であり、授業内容の水準を設定することが難しい。このような理由から、とりあえずは、教育制度論に関して、どのようなテキストであっても扱っているような基礎的な内容の概説にとどめている。また、あまり細かな事項や学問的に論争になっている部分に触れることは避けて、現行制度の考え方をできるだけ平易な言葉を使って講義しているが、専門的な行政用語あるいは法制度上の用語を使用しなければならない場合もあって、講義内容が難しいと感じている学生もいるようである。

そこで、できるだけ、「どうしてこのような制度になっているのか」ということを子ども達の教育を受ける権利を保障する観点からポイントを理解してもらおうとともに、時々、教育現場で問題になっていることにも触れながら、学生自身に考えてもらいつつ、将来、教育・保育の仕事に従事する人間としての姿勢を行動で示してもらえるように訓育的な話も織り交ぜるようにしている。

なお、現在の受講生は、就職がまだまだ先という意識が強いのか、安易な欠席が目立つ状況がある。しかし、一方では、自主的な勉強会を組織するなどして、就職に向けた自覚の高い学生が存在し、学生全体に良い刺激を与えていることも事実である。

受講態度は、授業の途中で居眠りをしてしまう学生もいるが、私語に煩わされることもなく、平穏な学習環境が保たれている。

## 5. これまでの講義内容

### 第1講（10月9日） オリエンテーション&教育法規の体系

「教育法規の全体像を理解する」ことと「教育を受ける権利の考え方を適切に理解する」ことを目標に設定し、教育法令の法律主義、教育権の考え方及び法の体系を概説した。

### 第2講（10月16日） 公教育3原則と教育基本法体制

「公教育3原則を理解する」「教育基本法体制の原理を理解する」「教育基本法の内容を理解する」ことを目標に、公教育概念を概説した後に、教育基本法の教育法全体における位置づけを概説し、新教育基本法のおおまかな内容を説明した。また、憲法及び教育基本法を記憶してもらうことをねらい、試験に出すと予告した。

### 第3講（10月23日） 学校の歴史(1)

「学校が誕生する経緯と学校の特性を理解する」「近代的な学校成立史の概略を理解する」ことを目標に、学校の起源および、近代的な学校制度の出発点となった中世大学の成立から複線型の学校制度の成立までを概説し、学校が不平等を再生産する社会システムとして機能していたことを説明した。

### 第4講（10月30日） 学校の歴史(2)

「近代的学校の成立過程を理解する」「統一学校成立の経緯を理解し、単線型学校の意義を理解する」「教育を受ける権利の制度面での理解をする」ことを目標に、差別的な学校制度である複線型学校制度の概要を復習した後に、近代公教育三原則を概説し、今日の民主的な学校制度の成立に至る過程を概説した。また、平等に学校に通うことができることの大切さ、ありがたさを学生に訴えた。

### 第5講（11月13日） わが国における教育制度の歴史の概観

「わが国における教育制度発展史上の特色を理解する」「これからの学校制度の在り方を考える」ことを目標に、我が国における近代的学校制度の出発点となる学制（1872）から、今日の学校制度に至る過程を概観し、今日の学校制度の全体像を説明した。また、近年の

学校制度改革についても言及し、将来の職場となる教育制度の改革に関心を向けるように促した。

#### 第6講（11月20日）生涯学習

「生涯学習の理念、必要性を理解する」「生涯にわたって学び続けることの意味を考える」ことを目標に設定した。まずは、87歳になって小学校に通い始めた老女のビデオを見てもらい、学ぶことの意味を考えてもらった。その後、生涯学習の考え方や生涯学習が求められるに至った社会的背景を概観し、教育者・保育者として生涯にわたって学び続けることの大切さを語りかけた。

#### 第7講（11月27日）教育行政の構造と機能

「わが国の教育行政を支える基本理念を理解する」「わが国の教育行政制度の全体像を理解する」「わが国の教育行政制度の課題を理解する」ことを目標に、教育行政の3原則を説明し、文部科学省や教育委員会の組織と機能について概説した。

### 6. 本時の講義内容

#### (1) 講義題目 第8講 教育財政制度

#### (2) 本時の指導目標

- ・教育財政の理念と制度的概要を理解する。
- ・今日の教育財政の実際に目を向け、今日的な改革動向に関心をもつ。
- ・お金の面から、学べることの大切さを理解し、学習への意欲を高める。

#### (3) 講義内容等 講義計画参照

#### (4) 指導上の留意点・工夫

教育財政制度を概説すると言っても、高等学校段階までで獲得されるべき知識が十分に備わっていない学生に対して、制度の細部にわたって説明をしても学生には納得的な理解が得られない。そこで、教育財政の理念である「財政面からの教育の機会均等を実現」と

いう一点に焦点をあわせ、平等を実現するための制度上の基本の説明にとどめたい。

また、本学に通う学生の中には、本学の施設・設備等に不満を持っている学生もいるので、私学助成の話にかこつけて、本学の学生は大学側から大切にされているというメッセージを伝えたい。

そして、授業の終末部分では、第4講で学生に伝えたことの繰り返しになるけれども、大学に通えることのありがたさを確認し、適切な方法ではないかもしれないが、「もっとしっかり勉強しよう！」というメッセージにしたい。

## 7. 本時以後の授業内容

### 第9講（12月10日 補講） 教育課程行政

「教育課程行政の概要を理解する」「教育課程編成の責任主体を理解し、自覚する」「著作権に関する理解を深める」ことを目標に、各学校段階ごとの教育課程の概要や教育課程編成の原則について概説した。また、補助教材の使用に関する解説にあわせて、補助教材作成時に犯しやすい著作権侵害に注意喚起をはかるために、文化庁作成のリーフレットを使用して著作権に関する意識の向上を意図した。

### 第10講（12月11日） 教職員に関する規定

「免許法の概要と改革動向を理解する」「教職員の種類と職務の理解を通して、組織人としての教員の在り方を理解する」ことを目標に、教員免許制度の概要と学校における教職員の種類とその職務について概説した。特に、免許制度の理念の解説に重点を置いて、免許状を取得することの意味について意識化を図った。

### 第11講（12月18日） 児童・生徒の管理

「児童・生徒に関する規定の重要な事項について理解する」「体罰の概念を正確に理解する」ことを目標に、就学に関する規定をはじめ、日常的な児童・生徒の管理に関する基礎的事項を解説した。また、児童・生徒の懲戒に関して、体罰の定義や体罰の違法性について時間を多く取って解説した。

### 第12講（1月8日） 教職員の待遇・サービス・身分保障及び研修

「教職員の待遇・サービスを通して、自らの日常を振り返る」「研修制度等を理解して、『先生』と呼ばれる身になる意識を高める」ことを目標に、待遇やサービスの概要を解説した。また、これらの規定の背景にある考え方をできるだけ丁寧に解説することを通して、教員としての心得を理解し、学生個々に自らの日常生活を意識的に振り返ることを期待した。

この回では、教員の給料面に学生が強い関心を示したことと、サービスに関する解説に授業者の思いが入りすぎて時間を取りすぎてしまって、予定した内容を消化しきれなかった。

#### 第13講（1月16日 補講） 教職員の身分保障と研修

「教員の待遇や身分保障の制度を通して、教員に求められる姿勢を学ぶ」「指導力不足教員の問題等を通して、自らの意識を高める」ことを目標に、教員として生涯にわたり成長を続けることの大切さを訴えた。また、NHK『クローズアップ現代』で2007年2月1日に放送された「要求する親 問われる教師～すれ違う教育現場～」を視聴させ、教育現場の厳しさの一端を紹介した。

#### 第14講（1月22日） 障害児教育

「障害児教育の概要を理解する」「障害児教育の課題を考え、自らの学習態度を顧みる」「人権に対する意識を高める」ことを目標に、これまでの障害児教育の在り方を概説した。

#### 第15講（1月29日） 障害児教育から特別支援教育へ & まとめ

2007年度開始の「特別支援教育の理念を理解する」「障害児教育の課題を考え、自らの学習態度を顧みる」「人権に対する意識を高める」ことを目標に授業を行った。授業の過程においては、特別な支援を要する子ども達への教育について、その重要性を意識していない学生も存在するので、理念的な内容を重視して解説した。

### 8. 研究授業に関する考察

研究授業の参観者からは、「授業を積極的に評価できる点」として、次のような指摘をいただいた。

- ・ポイントがうまくまとめられていた。
- ・教育制度論は、教員免許状取得のためには必修科目ですが、子ども発達学科の学生に

としては学習内容が理解しがたい分野であったが、具体的な事例を挙げながら丁寧な授業展開で学生は理解できたのではないかと思う。

- ・綿密な授業計画にそって授業が展開され、本時の指導目標も明確で、よくわかる授業であった。
- ・専門用語の説明もたいへんよく理解できる授業でした。
- ・説明にわかりやすくする工夫が見られた。
- ・わかる学習のための工夫（前時の復習・板書・テキスト等）が随所に見られた。
- ・学生の実態をふまえて、板書や具体例を挙げながら、授業を展開したのは学生にとってよくわかったのではないかと思う。

また、「授業全体の感想」として次のような意見があった。

- ・教育財政制度の基本的な面について理解させてくれる良い授業であったと思います。
- ・すべての面において、綿密な計画の下に授業を展開されていた。細かい点にまで配慮されてよくわかる授業であった。
- ・大学の授業については、模範的な授業であり、たいへん参考になる点が多かった。

以上、好意的な意見を多くいただくことができたことは素直に喜びたいと思う。

## 9. まとめに代えて－授業改善の課題

本稿を終えるにあたり、授業者として意識している、教育制度論の授業の在り方に関する課題をまとめておきたい。ただ、課題点としては細かな点を入れるとたくさんあるが、紙幅の関係から以下に3点のみ挙げておきたい。

### (1) 「教育制度論」に対する学生の学習意欲向上のための工夫

教育制度論は、2に示したとおり、教育職員免許法施行規則に定める「教育の基礎理論に関する科目」の「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を学ぶための科目である。そのために、理論的な学習内容や法令の解説等が授業内容のかなりの部分を占める。そこで、学生の中には、教育制度論が重要な科目であるということは感じつつも、保

育や教育に係る技術の向上に直接的につながるわけではないので、今ひとつ授業に関心を持ってない学生が存在する。また、理論的な学習内容や法令の解説は難しいと感じて苦手意識を持っている学生も少なくない。

しかし、実際の教育現場では、法規に基づいて幼稚園や小学校の運営が行われているのであり、法規の裏付けのない教育活動は存在しない。日常の教育活動を支える教育制度や教育法令の重要性をより具体的に学生に伝える工夫が今後に求められるであろう。

## (2) 板書の工夫・ノートの工夫

本授業に限った事ではないが、学生のノートの取り方について、「教員が板書したことしかノートに記録しない」などと問題性を指摘する声は多い。授業者は、板書する際の原則として、授業中は一度も板書事項を消さないこと、授業が終了した時に板書を確認するとその時間の授業内容の全体を振り返ることができること、を考慮して板書事項を準備している。そのために、必要最小限の板書内容に絞っているつもりである。しかし、授業者が補足的に解説したことをノートに取らない学生もいて、学生が個々に学習内容の振り返りをする際に学習の深化を実現することができるかどうか疑問を抱いている。

## (3) 他の授業科目との連携・協力関係の構築

子ども発達学科のカリキュラムには、教育制度論と授業内容において大きな関連性を有する科目として、教育学原論（2年次前期）、教育法規（4年次前期）、教職教養演習Ⅰ（3年次後期）、教職教養演習Ⅱ（4年次前期）が存在する。子ども発達学科は、目下、完成年度に向けて、より充実した教育体制を構築しつつあるが、各教員間での連携・協力関係が十分には整備されていない。

教育制度論の授業内容に限ったことではないが、学生の学習の便を図るためにも、他の関連科目との系統性や内容の取り扱いの軽重などについて、教員間の連携・協力関係を強化しなければならない。

本稿の最後ではあるが、研究授業に協力をしてくださった学生さんや研究授業を参観すると共に検討会で貴重な意見や示唆を与えてくださった教員諸氏に感謝の意を示したい。

教育制度論	講義計画	対象:発2・経3	第1講	2007年10月9日(火)
題目	オリエンテーション&教育法規の体系			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育法規の全体像を理解する。</li> <li>・教育を受ける権利の考え方を適切に理解する。</li> </ul>			
講義内容・学習活動・指導上の留意点				
時分				
9h00	雑談&オリエンテーション 授業のねらい、進め方、評価方法など 教員養成課程における教育制度論の位置づけ 補講の件			
9h15	勅令主義から法律主義へ			
9h25	教育を受ける権利の考え方			
9h35	法の体系			
10h23	カード			
資料等	カード、プリント(教育基本法/新法・旧法)、教育小六法			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:発2・経3	第1講	2007年10月9日(火)
教育法規の体系	<p>勅令主義から法律主義へ</p> <p>命令 ↓ 国 代表 ↑ 国会 法律 ↓ 国 民</p>	教育—義務から権利へ(憲法第26条) 戦前—義務 兵役・納税・教育 戦後—権利 教育を受ける権利 (保護者—教育を受けさせる義務)		
法の体系	国 憲法 — 法律 — 政令 — 省令 条文 規則 地方公共団体 条例 — 規則			訓令 通達 告示
不文法	慣習法・判例法・行政先例法・条理法			
メモ・反省点				

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第2講	2007年10月16日(火)
題目	公教育3原則と教育基本法体制			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公教育3原則を理解する。</li> <li>・教育基本法体制の原理を理解する。</li> <li>・教育基本法の内容を理解する。</li> </ul>			
講義内容	学習活動・指導上の留意点			
時分				
9h00	雑談・カード			
9h10	公教育の概念			
9h10	公教育3原則			
9h25	教育基本法体制			
9h45	新教育基本法の制定			
10h10	教育基本法における公教育3原則の確認 (教基法&憲法の出題予告)			
10h20	カード			
資料等	カード、拙稿コピー(教育制度と生涯学習)、「新しい教育基本法について」(文科省資料)抜粋コピー、戦前の歴史教科書			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第2講	2007年10月16日(火)
<p>公教育の概念</p> <p>「公教育」＝公共性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・地方公共団体による統制</li> <li>・ 経費の公費負担</li> <li>・ 画一的・統一的</li> </ul> <p>「私教育」＝私事性、自由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費の自己負担・受益者負担</li> <li>・ 多様性</li> </ul>	<p>公教育3原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務性</li> <li>・ 権利＝子ども、義務＝保護者</li> <li>・ 無償性</li> <li>・ 授業料不徴収(十教科書)</li> <li>・ 中立性(政治的・宗教的)</li> <li>・ 国民全体に対する責任</li> <li>・ 「不当な支配」排除</li> </ul>			
<p>教育基本法体制</p>		<p>新教育基本法の成立(2006)</p> <p>背景：教育環境の変化、問題の深刻化 (文科省資料参照)</p> <p>目指す人間像：(板書せず、筆記させる)</p> <p>知・得・対の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間</p> <p>公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民</p> <p>伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人</p>		
メモ・反省点				

教育制度論 講義計画	対象：子2・経3 第3講	2007年10月23日(火)
<p>題目 学校の歴史(1)</p> <p>目標 ・学校が誕生する経緯と学校の特徴を理解する。 ・近代的な学校成立史の概略を理解する。</p> <p>講義内容・学習活動・指導上の留意点</p>		
<p>時分 9h00</p> <p>雑談・カード 国歌・国旗の話</p>		
<p>9h15</p> <p>学校の起源と特質</p>		
<p>9h30</p> <p>エリート養成学校の発達</p>		
<p>9h55</p> <p>庶民の学校の発達</p>		
<p>10h15</p> <p>複線型学校の成立&amp;問題点</p>		
<p>10h23</p> <p>カード</p>		
資料等	カード、MD ブレーヤー、フランス国歌の訳文	
備考		

教育制度論 板書計画	対象：子2・経3 第3講	2007年10月23日(火)
<p>学校の歴史(その1)</p> <p>学校の起源 入社式(initiation)</p> <p>育兒 集团的鍛錬 労働準備</p> <p>社会的発達 ←文字の発達</p> <p>無意図的教育 ↓ 意図的教育</p> <p>学校の誕生 有閑特権階級対象</p> <p>school, école ←スコーレ</p>		
<p>近代的学校制度の成立</p> <p>エリート 中世大学成立(12-13Cヨーロッパ) 専門的職業人育成 古典文法学校←ルネサンス 大学予備校化</p> <p>庶民 民衆教化←絶対主義 3 R's + 宗教 慈善学校←産業革命 日曜学校 etc. 「ほどこし」おめぐみ 「教養型」</p> <p>下構型 高等教育(大学) 中等教育</p> <p>上構型 職業 補習 基礎学校</p> <p>公立学校←従順な労働者育成</p> <p>複線型の学校制度の成立!</p> <p>小学校</p>		
メモ・反省点		

教育制度論 講義計画	対象:子2・経2	第4講	2007年10月30日(火)
題目	教育の歴史(2)		
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代的学校の成立過程を理解する。</li> <li>・統一学校成立の経緯を理解し、単線型学校の意義を理解する。</li> <li>・教育を受ける権利の制度面での理解をする。</li> </ul>		
講義内容・学習活動・指導上の留意点			
時分			
9h00	カード・雑談		
9h10	複線型学校制度の問題点等 (複線型の学校系統図はこの時に)		
9h20	近代公教育3原則—義務・無償・世俗 (非宗教)		
9h35	権利としての教育統一学校運動 コメニウスの紹介その他		
9h45	学校の単線化への流れ		
9h58	単線化による教育を受ける権利実現の限界 余談・・・貧乏学生時代の話：カッターシャイツの件、自炊の話など		
10h05	主要国の学校制度の概観 学校へ通えることの意味、ありがたさを理解しよう！		
10h23	カード		
資料等	カード、プリント (世界主要国の学校制度、コメニウス)		
備考			

教育制度論 板書計画	対象:子2・経3	第4講	2007年10月30日(火)
学校の歴史 (その2)			
統一学校運動(19c末～20cヨーロッパ) — 機会均等			
(複線型学校系統の図を書いてから、以下の部分を板書)			
近代公教育3原則 義務・無償・世俗 (非宗教)	コメニウス (1592-1670) 『大教授学』『世界図誌』 汎知主義		
ルター (1483 - 1546) 聖書中心主義・万人司祭主義	コンドルセ (1743 - 1794) 自由・平等 公教育の父 → 教育を受ける権利!		
メモ・反省点			

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第5講	2007年11月13日(火)
題目	わが国における教育制度の歴史の概観			
目標	<p>・わが国における教育制度発展史上の特色を理解する。</p> <p>・これからの学校制度の在り方を考える。</p>			
講義内容・学習活動・指導上の留意点				
時分				
9h00	カード・雑談			
9h10	学制			
9h35	教育制度の複雑化			
9h45	分岐型学校制度の成立			
9h55	現行学校制度			
10h10	学校制度のこれから			
10h23	カード			
資料等	カード、プリント(わが国の教育制度の変遷・学制序文)			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第5講	2007年11月13日(火)
わが国における学校制度 近代的教育制度の誕生—単線型 「学制」(1872.M5) 「学事奨励に関する校仰出書」	<p>富国強兵・殖産興業 単線型学校制度構想 統一国家としての独立 国民意識の植え付け 8大学区 32中学区(256) 210小学区(53760)</p>	<p>分岐型学校制度の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正教育令(1879.M.13) 学校の複雑化</li> <li>・学校令(1886.M.19) 「帝国大学令」「師範学校令」 「中学校令」「小学校令」 初代文部大臣:森有礼(1885. M.18)</li> </ul> <p>戦前の学校制度の基礎を確立</p>	<p>学校制度改革—単線型</p> <p>「アメリカ教育使節団報告書」 (1946.S.21.3.31) →「教育刷新委員会」</p> <p>教育を受ける権利の実現(憲法26条)</p> <p>現行学校制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>{ 1 条校</li> <li>{ 専修学校</li> <li>{ 専門学校</li> </ul>	<p>学校制度改革の時代</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校の多様化</li> <li>・中等教育学校</li> <li>・飛び級</li> <li>・学校選択制</li> <li>・etc.</li> </ul>
メモ・反省点				

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第6講	2007年11月20日(火)
題目	生涯学習			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の理念、必要性を理解する。</li> <li>・生涯にわたって学び続けることの意味を考える。</li> </ul>			
講義内容	学習活動・指導上の留意点			
時分	カード・雑談			
9h00				
9h10	ビデオ「おばあちゃんは小学生」一視聴中にカード配布(終わり頃)			
9h35	感想・発表			
9h45	生涯学習の必要性			
10h10	生涯学習社会の実現に向けて			
10h23	カード			
資料等	カード、DVD ビデオ「おばあちゃんは小学生」			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第6講	2007年11月20日(火)																		
生涯学習	<p>新しい学習観</p> <p>{ 教育経験のバランス回復 学習の継続—サバイバル 学習ニーズの増大—余暇の増加 高齢化 etc.</p> <p>学習—生涯 家庭・学校・社会</p> <p>生涯教育 ↓ 生涯学習</p>	<p>生涯学習社会の実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>教育目標・内容の生涯学習化</li> <li>学校融合</li> <li>・学校教育の生涯学習化</li> <li>リカレント教育 他</li> <li>多様な就学支援制度</li> <li>学習成果の適切な評価</li> <li>・情報技術の活用</li> <li>・人間の生涯的完成への意識改 etc.</li> </ul>																				
	<p>フロント・エンド・モデル</p> <table border="1"> <tr> <td>家庭</td> <td>学校</td> <td>就</td> <td>労</td> <td>余暇</td> </tr> </table> <p>リカレント・モデル</p> <table border="1"> <tr> <td>家庭</td> <td>学校</td> <td>就</td> <td>労</td> <td>学校</td> <td>就</td> <td>労</td> <td>余暇</td> </tr> </table> <p>継続モデル</p> <table border="1"> <tr> <td>家庭</td> <td>就</td> <td>労</td> </tr> <tr> <td>家庭</td> <td>学習</td> <td>余暇</td> </tr> </table>	家庭	学校	就	労	余暇	家庭	学校	就	労	学校	就	労	余暇	家庭	就	労	家庭	学習	余暇		
家庭	学校	就	労	余暇																		
家庭	学校	就	労	学校	就	労	余暇															
家庭	就	労																				
家庭	学習	余暇																				
				メモ・反省点																		

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第7講	2007年11月27日(火)
題目	教育行政の構造と機能			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の教育行政を支える基本理念を理解する。</li> <li>・わが国の教育行政制度の全体像を理解する。</li> <li>・わが国の教育行政制度の課題を理解する。</li> </ul>			
講義内容・学習活動・指導上の留意点				
時分				
9h00	補講の連絡 (12/10,1/16 とともに5校時) カード 資料配付・説明			
9h15	教育行政の一般原則 民主制・地方分権制・一般行政からの独立のみ説明 →残りは資料参照			
9h30	文部科学省の仕組み			
9h45	教育委員会制度の仕組み			
10h10	文科省・都道府県教委・市町村教委の関係 是正要求についても言及			
10h23	カード			
資料等	カード、			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第7講	2007年11月27日(火)
教育行政制度	教育行政の3原則 民主制 法律主義、住民自治 地方分権制 設置者管理主義・負担主義 一般行政からの独立 自主性・専門性の向上	教育委員会 (←地教行法)		教義の教委 広義の教委
教育行政組織	中央：文部科学省 (定義を各自ノートに) 文部科学大臣ー (定義を各自ノートに) 文部科学省 本省＋文化庁	文部科学省と教委の関係 ・対等関係		是正要求 2007.4.~
教育委員会制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民統制と専門的指導性 (layman control) &amp; (professional leadership)</li> <li>・教育行政の中立性・安定性の確保</li> <li>・一般行政からの相対的独立</li> <li>・地方自治</li> </ul>	文科省 都道府県教委 市町村教委	指導・被指導関係 文科省 都道府県教委 市町村教委	是正要求 2007.4.~
メモ・反省点				

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第8講	2007年12月4日(火)
題目	教育財政制度			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育財政の理念と制度的概要を理解する。</li> <li>今日の教育財政の実態に目を向け、今日的な改革動向に関心をもつ。</li> <li>お金の面から、学べることの大切さを理解し、学習への意欲を高める。</li> </ul>			
講義内容	講義内容・学習活動・指導上の留意点			
9h00	雑談・カード			
9h05	教育委員会制度の組織に関する復習 プリントのチェック			
9h15	教育財政の定義・意義等			
9h25	設置者負担主義の例外			
9h50	私学助成 (高松大学ミステリーゾーン！？)			
10h10	教育財政制度の限界 学べることの大切さを確認しよう！			
10h23	カード			
資料等	カード、大学のミステリー写真、効果音 MID (世にも奇妙な物語) 教育データベース、教育費支出資料 (私学補助を含む) 次回講義用資料 (教育課程行政)、新校舎設計図			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第8講	2007年12月4日(火)
教育財政制度	定義：国・地方公共団体による 公教育費の取得・管理・支出 の機会均等 意義：財政面からの教育の機会均等 (憲法26条、教基法4・16条)  費用負担原則：設置者負担主義 (学教法5条)  例外措置：国庫負担・国庫補助 (地方財政法10条) 地域間格差 新設に伴う臨時的経費 人件費その他	国庫負担 施設費 1/2 (施設費負担法) 教員給与 1/3 (教育費負担法) 県費負担教員 (給与負担法) 教科書費 (教科書無償措置法) 国庫補助 (地方財政法) ・使途目的の特定 ・「補助」→自主財源の必要性  地方交付税→一般財源化		
(上段右側から続く)		私学助成 (教基法8条、私学助成法)  私学→学納金 教育・研究条件の格差 格差是正 公費助成		
メモ				
反省点				

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第9講	2007年12月10日(月)
題目	教育課程行政			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程行政の概要を理解する。</li> <li>・教育課程編成の責任主体を理解し、自覚する。</li> <li>・著作権に関する理解を深める。</li> </ul>			
講義内容	講義内容・学習活動・指導上の留意点			
16h20 時分 雑談				
16h30 教育課程				
16h45 教育課程行政	文部科学大臣・文部科学省の役割			
16h55	教育委員会の役割			
17h10	教育課程の編成			
17h20	教科書制度			
16h43	カード			
資料等	カード、著作権に関するプリント2枚(文化庁著作権課「学校における教育活動と著作権」)、ステアープラー、MDウォークマン 次回講義用プリント			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第9講	2007年12月10日(月)
教育課程 定義：(各自ノートに！) 幼稚園：5領域－健康・人間関係・環境 言葉・表現 小学校：各教科・道徳・特別活動・ 総合的な学習の時間 中学校：必修教科・選択教科・道徳・ 特別活動・総合的な学習の科目・特別活動 高等学校：各教科に属する科目・特別活動 総合的な学習の時間	教育課程の編成 国家的基準 文部科学大臣－教科に関する事項 学習指導要領(法的拘束力) 地方基準 教育委員会－教育課程編成・実施管理 学校管理規則  <p>国の基準(法・学習指導要領) ↔ 児童・生徒の実態 ↔ 地域・家庭の実態</p> <p>↓</p> <p>各学校の教育課程(教師の責任！)</p>			
教科書制度 教科書の定義：文部科学大臣検定済み 文部科学省著作物 ①編集(民間の創意工夫) ②検定(水準維持・適切性・中立性確保) ③採択(義務教育学校における無償措置) ④発行・使用(教科書使用義務)  補助教材：「有益適切なもの」 著作権に注意！				
メモ・反省点				

教育制度論 講義計画		対象:子2・経3 第10講	2007年12月11日(火)
題目	教職員に関する規定		
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許法の概要と改革動向を理解する。</li> <li>・教職員の種類と職務の理解を通して、組織人としての教員の在り方を理解する。</li> </ul>		
講義内容・学習活動・指導上の留意点			
時分			
9h00	雑談、カード		
9h15	免許制度		
9h30	教員の採用・昇任		
9h45	教職員の種類と職務		
10h15	職員会議その他		
10h23	カード		
資料等	カード、免許状コピー		
備考			

教育制度論 板書計画		対象:子2・経3 第10講	2007年12月11日(火)
教職員に関する規定			
免許制度(教育職員免許法) 種類 普通免許状 特別免許状 臨時免許状		採用・昇任「選考」(cf.競争試験) 任命権者一都道県(指定都市)教委 (県費負担教員)	
免許制度の弾力化 専科担任制の拡充 隣接校種免許状の取得 特別非常勤講師 民間人校長		条件附採用 1年間「初任者研修」 臨時的任用	
教職員の種類と職務 ・管理職 校長一校務 所属職員の監督(職務上・身分上) 教頭一校長補佐・校務整理 校長代理・代行、教育		主任制一調和の取れた学校運営 連絡調整、指導・助言 職員会議 校長の補助機関	
・教論 教諭一教育 ・養護教諭、事務職員 他			
メモ・反省点			

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第11講	2007年12月18日(火)
題目	児童・生徒の管理			
目標	・児童・生徒に関する規定の重要な事項について理解する。 ・体罰の概念を正確に理解する。			
講義内容・学習活動・指導上の留意点				
時分				
9h00	雑談			
9h10	就学			
9h20	入学その他 年齢計算の方法 etc.			
9h50	懲戒			
10h10	備え付け表簿			
10h23	カード			
資料等	カード、教育関係データベース、指導要録様式、体罰に関する基準等プリント			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第11講	2007年12月18日(火)
児童・生徒に関する規定	編入学— 転学— 退学— 進級・卒業・進学— 休学— 原級留置—  出席停止—教育的措置 学校の秩序維持 他の児童生徒の権利保障 性行不良による出席停止 伝染病予防のための出席停止	児童・生徒に関する規定 就学させる義務—保護者(子—権利) 満6歳～満15歳 (学年 4/1～3/31) 就学猶予・免除—「やむを得ない事由」  入学・転学・退学・卒業等 義務教育諸学校 入学手続き—市町村教委 学齢簿—10月1日付け 就学時健康診断	編入学— 転学— 退学— 進級・卒業・進学— 休学— 原級留置—  出席停止—教育的措置 学校の秩序維持 他の児童生徒の権利保障 性行不良による出席停止 伝染病予防のための出席停止	(時間節約のため 板書しない)
懲戒—校長・教員に権限 教育的配慮	懲戒—校長・教員に権限 教育的配慮	懲戒—校長・教員に権限 教育的配慮	備え付け表簿 指導要録 学籍に関する記録 指導に関する記録 指導目的・証明目的	
事実行為としての懲戒 処分としての懲戒	事実行為としての懲戒 処分としての懲戒	事実行為としての懲戒 処分としての懲戒		
体罰—禁止(学校教育法第11条) 「生徒に対する体罰禁止に関する 教師の心得」(1949 法務庁)	体罰—禁止(学校教育法第11条) 「生徒に対する体罰禁止に関する 教師の心得」(1949 法務庁)	体罰—禁止(学校教育法第11条) 「生徒に対する体罰禁止に関する 教師の心得」(1949 法務庁)		
メモ・反省点				

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第12講	2008年1月8日(火)
題目	教職員の待遇・服務・身分保障及び研修			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の待遇・服務を通して、自らの日常を振り返る。</li> <li>・研修制度等を理解して、「先生」と呼ばれる身になる意識を高める。</li> </ul>			
講義内容	学習活動・指導上の留意点			
時分				
9h00	雑談			
9h05	教員の待遇			
9h25	教員の服務			
9h40	教員の身分保障			
9h55	指導力不足教員の問題			
10h05	研修			
10h23	カード			
資料等	カード、データブック、給与明細、『教育委員会月報』2007.8&11、香川県職員給与データ、プリント（			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第12講	2008年1月8日(火)
教職員の待遇及び服務 教員の待遇 給与一条例主義 「職務給」＋「生活給」 勤務時間－「割り振り」 時間外勤務－限定 ・校外実習その他生徒の実習 ・修学旅行その他学校行事 ・職員会議 ・非常災害、児童生徒に関する緊急措置 参考：教員人材確保法 教職給与特別法 etc	服務（←全体の奉仕者） 監督－教委・校長 職務上の義務 ・服務の宣誓 ・法令及び職務上の命令に従う義務 ・職務専念義務 身分上の義務等 ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業等の従事制限			
身分保障 分限処分－公務能率の維持・適正な運営 免職・降任・休職・降給 懲戒処分－制裁 免職・停職・減給・戒告 指導力不足教員への対応 転職の可能性	研修 義務性＋権利性 ・研究の自主性・自律性 ・職専免研修 ・「長期にわたる」研修 長期社会体験研修 大学院就学休業制度 ・初任者研修（1989～） ・10年経験者研修 など 教員評価－教員の資質向上			
メモ・反省点				



教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第14講	2008年1月22日(火)
題目	障害児教育			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児教育の概要を理解する。</li> <li>・障害児教育の課題を考え、自らの学習態度を顧みる。</li> <li>・人権に対する意識を高める。</li> </ul>			
講義内容・学習活動・指導上の留意点				
時分	カード・雑談			
9h00				
9h05	Q、「自分の子どもを殺してしまうピークは？」			
9h10	ビデオ「おりえの願い」			
9h35	感想記入（上から3分の2までに）			
9h40	発表			
9h50	障害児教育制度の略歴			
10h15	君たちの感想は、的を射ているか？			
10h20	障害児教育ー多くの税金！人々の無関心・無責任！君たちの無責任！			
10h25	カード			
資料等	カード、ビデオ「おりえの願い」			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第14講	2008年1月22日(火)
特別支援教育	<p>障害児教育のこれまで・・・</p> <p>戦前ー非積極的</p> <p>1948(S23) 盲・聾学校義務化</p> <p>1979(S54) 養護学校義務化</p> <p>学校教育法(改正前)</p> <p>目的：幼・小・中・高に種する教育</p> <p>「欠陥」を補う知識技能の教授</p>	<p>制度</p> <p>社会</p> <p>学校</p> <p>社会</p>	<p>盲・聾・養護学校</p> <p>特殊学級</p> <p>通級</p> <p>訪問教育</p>	
	<p>卒業後の壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物的障壁</li> <li>・文化・情報面の障壁</li> <li>・意識上の障壁</li> <li>・人間関係の問題</li> </ul>			
				メモ・反省点

教育制度論	講義計画	対象:子2・経3	第15講	2008年1月29日(火)
題目	障害児教育から特別支援教育へ & まとめ			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理念を理解する。</li> <li>・障害児教育の課題を考え、自らの学習態度を顧みる。</li> <li>・人権に対する意識を高める。</li> </ul>			
講義内容	学習活動・指導上の留意点			
時分				
9h00	雑談			
9h05	新聞記事 プリント配布			
9h10	ゴールドタワ―失恋事件―その真相・・・			
9h15	課題 社会的ノーマライゼーションの実現			
9h20	ビデオ「報道特集」20050703			
9h35	特別支援教育の理念と制度			
9h50	試験について			
10h20	カード、授業アンケート			
資料等	カード、DVD「医療的ケアの必要な子どもたち」、新聞記事、授業アンケート			
備考				

教育制度論	板書計画	対象:子2・経3	第15講	2008年1月29日(火)
	障害児教育から特別支援教育へ			
	<p>課題：社会的ノーマライゼーションの実現 改善に向けた取組 「認定就学児」(2002.4.～) 就学基準の見直し</p> <p>「特殊教育」から「特別支援教育」へ 自立・社会参加への主体的取組を支援 持てる力の向上 生活・学習上の困難の改善・克服 ↑ 個々の教育的ニーズ</p>			
	メモ・反省点			

高松大学紀要  
第 50 号

平成20年 9 月25日 印刷  
平成20年 9 月28日 発行

編集発行 高 松 大 学  
高 松 短 期 大 学  
〒761-0194 高松市春日町960番地  
TEL (087) 841 - 3255  
FAX (087) 841 - 3064

印 刷 株式会社 美巧社  
高松市多賀町 1 - 8 - 10  
TEL (087) 833 - 5811